

議案第 80 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山陽小野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は同法第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項」を「第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 20 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時

間勤務職員」に改める。

(山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条の2に次の1号を加える。

(3) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条の9中「この条」の次に「及び附則第3項」を加え、同条の表第5条第9項の項を削り、同表第14条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条第3項の項を削り、同表第17条第4項の項中「山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成17年山陽小野田市条例第43号）」を加え、「場合は」を「場合には」に改める。

第10条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(山陽小野田市職員給与条例附則第20項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する山陽小野田市職員給与条例附則第20項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当

たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年山陽小野田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成21年山陽小野田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

(山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め

る。

第17条第2項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年山陽小野田市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第24条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第24条 第5条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第5条及び第7条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(山陽小野田市職員定数条例の一部改正)

第8条 山陽小野田市職員定数条例(平成17年山陽小野田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「467人」を「485人」に改め、同条第5号中「4人」を「5人」に改め、同条第8号中「144人」を「80人」に改める。

(山陽小野田市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第9条 山陽小野田市職員の分限の手続及び効果に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 山陽小野田市職員給与条例(平成17年山陽小野田市条例第51号)附則第20項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(山陽小野田市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 山陽小野田市職員の再任用に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第36号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項及び第11条の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号及び第11条第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第7条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第7条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第80号参考資料

山陽小野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第30号）第22条に規定する基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第30号）第22条に規定する基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする</p>

る。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

る。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第20条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第20条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第35号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第35号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第9条の9 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この条及び附則第3項において同じ。)についての山陽小野田市職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務をしている職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達する

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第9条の9 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この条において同じ。)についての山陽小野田市職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員
第17条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務をしている職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達する

		までの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の125）を乗じて得た額とする			までの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
			第17条第3項	第2項	山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第43号）第9条の9
第17条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第43号）第9条の9の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの勤務に係る時間である場合にあつては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする	第17条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例第9条の9の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの勤務に係る時間である場合にあつては、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

(略)

(略)

(略)

(部分休業をすることができない職員)

第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第11条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

1・2 (略)

（山陽小野田市職員給与条例附則第20項の規定が適用さ

(略)

(略)

(略)

(部分休業をすることができない職員)

第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第11条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

附 則

1・2 (略)

れる育児短時間勤務をしている職員に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する山陽小野田市職員給与条例附則第20項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p>

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2)～(4) (略)

(5) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) (略)

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）

(2)～(4) (略)

(5) (略)

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(支給額の特例)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、別表で定める特殊勤務手当の額に山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第42号。以下「勤務時間条例という。）<u>第2条第3項</u>に規定するその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、別表で定める特殊勤務手当の額に勤務時間条例第2条第4項に規定するその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支給額の特例)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、別表で定める特殊勤務手当の額に山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第42号。以下「勤務時間条例という。）<u>第2条第2項</u>に規定するその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、別表で定める特殊勤務手当の額に勤務時間条例第2条第3項に規定するその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第24条 第6条、第7条、第17条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)第29条</u>の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第24条 第6条、第7条、第17条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</u></p> <p>第24条 第5条、第7条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p><u>(再任用職員等についての適用除外)</u></p> <p>第24条 第5条、第7条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に關す</u></p>

2 第5条及び第7条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員には適用しない。

る法律（平成14年法律第48号）第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

山陽小野田市職員定数条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>485人</u></p> <p>(2) 病院局の職員 255人</p> <p>(3) 水道局の職員 67人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員 7人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>5人</u></p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(8) 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員 <u>80人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>467人</u></p> <p>(2) 病院局の職員 255人</p> <p>(3) 水道局の職員 67人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員 7人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>4人</u></p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(8) 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員 <u>144人</u></p>

山陽小野田市職員の分限の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>（降給に関する経過措置）</u></p> <p>3 <u>山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）附則第20項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p>